広報

かもえない 神恵内

村民主体・村民本位
～みんなが主役の村づくり～

10月23日 村民運動会 赤勝て！白勝て！

【むかで競争】

【紅白対抗玉入れ】

【ボール運びリレー】

11
2016
平成28年
No.628

毎日が交通安全の日
交通事故死 ゼロ
2969日（10月31日現在）

議会だより

第3回 村議会定例会

第3回村議会定例会が9月26日から28日の3日間開催され、平成28年度一般会計補正予算や教育委員会教育長の任命など5件の議案を可決（同意）し、平成27年度神恵内村各会計決算の認定及び意見1件を可決しました。

〈議案第1号〉
▼平成28年度神恵内村一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2543万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3574万円としました。

補正の内容は、歳入において財政調整基金繰入金で1427万3千円の追加、除雪車庫前舗装工事事業費交付金で950万円の追加、地方創生推進事業費交付金で375万円の追加、臨時福祉給付金事業費等補助金で220万円の追加が主なものです。

歳出においては、ナマコ養殖事業補助金で650万円の追加、岩内協会病院救急医療等事業補助金で201万円の追加が主なものです。

〈議案第2号〉
▼平成28年度神恵内村簡易水道特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5990万円としました。

補正の内容は、歳入において一般会計繰入金で140万円を追加しました。

歳出においては、簡易水道事業経営戦略作成業務委託料で同額を追加しました。

〈議案第3号〉
▼教育委員会教育長の任命について

欠員に伴う教育委員会教育長に、青塚芳朝氏（新任）を任命することについて同意しました。

〈議案第4号〉
▼教育委員会委員の任命について

欠員に伴う教育委員会委員に、小屋畑典明氏（新任）を任命することについて同意しました。

〈議案第5号〉
▼固定資産評価審査委員会委員の選任について

欠員に伴う固定資産評価審査委員会委員に、佐藤敏昭氏（新任）を選任することについて同意しました。

〈認定第1号〉
▼平成27年度神恵内村各会計歳入歳出決算認定について

一般会計及び特別会計の決算を認定しました。詳しくは8頁をご覧ください。

■可決された意見案

〈意見案第1号〉
▼林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出について

一般質問

集客と魅力ある村づくり 地域ブランド戦略化について

質問　田中正浩　議員

少子高齢化、人口減少、過疎化など大きな問題に直面している中、私は今後、自治体形成を進めていくうえで、地域ブランディングが極めて重要であると考えます。

自治体には、地域発の商品・サービスのブランド化である「商品ブランド」と、地域イメージのブランド化である「地域イメージブランド」の2つのブランドとなりうる要因があります。この2つのブランドが融合されて1つの「地域ブランド」となります。地域ブランドをうまく形成するには、どちらか一方のイメージが強すぎてはなりません。商品ブランドが強すぎれば、その外観・味・香りというイメージは引き出せても、「自治体」という地域全体のイメージは引き出せません。また、地域イメージブランドが強すぎれば、自然・歴史・文化という景色は思い浮かべることはできても、そこに存在する「郷土料理・工芸品・特産品」といった具体的な食欲・購買意欲をそそるものには結びつきません。両方がブレンドされて初めて人は神恵内村に興味を抱き、「ここにはこんな名物料理がある。こんな人がいる。こんな歴史遺産がある。こんなすばらしい自然が残されている。だから私はこの村に行ってみたい。住んでみたい。」と感じさせることができます。私は、そうした神恵内村のブランド化を図り、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ることが重要であると考えます。また、地域発の商品のブランド化には、起業化支援なども必要であると考えますが、村長に伺います。

答弁　村長　高橋昌幸

議員ご指摘のとおり、地域イメージのブランド化と地域商品のブランド化の2つを融合させることは、これからの地域の活性化には非常に効果的な要素であると考えています。

村では、本年度から国の地方創生事業等を活用し、総合戦略も策定した中でさまざまな取り組みを進めているところです。

1つ目は、地域おこし協力隊員3名の採用です。

水産分野、観光分野、移住・定住分野をそれぞれ担当し、フェイスブックを立ち上げて活動内容を公開しているほか、イベントや村の情報も発信しながら地域イメージの向上に努めているところです。

2つ目は、道都大学とのアートによる連携です。

本年は、美術学部の学生が村内で創作活動を行うアートキャンプ事業を実施し、村をイメージしてデザインした大漁旗や前浜の流木を活用した人と犬の作品を道の駅に展示するなどして来訪者の目を楽しませています。

3つ目は、赤井川村との連携です。

本年は、子どもたちの農業体験やパークゴルフ大会の開催、道の駅やイベントでの物販交流、札幌でのPR事業等を実施したところで、これからも連携による交流と情報発信を展開していきたいと考えています。

また、地方創生事業を活用した取り組みとしては、「とる漁業から育て・稼ぐ漁業への転換による持続可能な地域産業の創出・所得増大」を目的に、泊村、岩内町、古宇郡漁業協同組合及び岩内郡漁業協同組合と連携事業を本年度から開始したところです。地域を代表する水産資源であるウニとナマコをマーケティングやトレーサビリティ（追跡可能性、食品の生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できる仕組み）の確立でブランド化し、来年度設立予定の地域商社が販売を担うというスキームとなっています。漁業者は、ナマコの増養殖やウニの短期蓄養に取り組み、安定的に製品を供給する体制を整備して、漁業者と地域商社との分業体制により地域経済の復活を目指すことを目的にしています。

また、神恵内村魅力創造研究会の皆様方が、道の駅でのイベントや盆踊りの開催、観光情報等のフェイスブックによる発信など精力的に活動しており、村としても支援しているところです。

以上のとおり、近隣町村や団体と協力しながら地域イメージ向上や商品のブランド化に向けた取り組みを実施していまして、今年は今までにない新しい取り組みにチャレンジしているところです。家を造り替えることや、作品を制作することだけが目的ではなく、そこから魅力ある情報の発信を広めていくことが大切であり、これらの事業において、神恵内村を訪れた多くの人たちの交流を通じた魅力アップを期待しているところです。

また、今後の移住・定住対策としては、個人の起業化や企業誘致の支援対策、さらに受け皿となる住宅対策や福祉対策の支援についても検討したいと考えているところです。

再質問　田中正浩　議員

地域ブランド力とは、第1に「買いたい、行ってみたい、住みたい」などの魅力評価と、第2に「生活の利便性、歴史文化・伝統などの資産評価」、さらに第3に最も重要な要素として、それらをまとめて村が体現する「オンリーワンの価値の評価」であります。例えば、人との絆やゆとりのライフスタイル、村が育く文化や思想。このことは、内側にはプライドを育て、外側の人には情緒面の共感を喚起し、「これがいい、ここがいい」という選択理由を与えることにもつながります。また、こうしたブランド化にはストーリーも重要であると言われています。神恵内村の歴史や食・文化・伝統などにまつわるストーリーについて、地域で生き抜いてきた多くの村民の方々からお話を伺い、記録することなども重要であると考えますが、村長に伺います。

再答弁　村長　高橋昌幸

議員がおっしゃるとおり、さまざまな角度から検討して実効性の上がることに取り組んでまいりたいと考えていますので、今ご指摘いただいた件についても、これからも進めてまいりたいと考えています。

田中正浩　議員

自治体を取り巻く環境は日増しに厳しくなっていますし、地方分権の進展により地域間競争が激化している中で、少しでも多くの人々から選ばれる自治体であり続ける必要があります。そうした環境の中で、地域を再生し、活性化していくためには、地域ブランドをツールとして活用し、地域経済の活性化や魅力ある地域づくりを行うことで、当村が取り組んでいる少子高齢化、人口減少、過疎化、定住化、後継者対策などさまざまな政策をより現実的にするものであると考えます。神恵内村のブランディングは極めて重要であることを申し述べ、質問を終わります。

防災行動計画について

質問　田中正浩　議員

本年8月に北海道や東北地方に相次いで上陸した台風による豪雨、2014年8月には礼文島で50年に一度の大雨を記録し、死者を出す惨事となるなど、近年多発する記録的な大雨により、道内でも甚大な被害が発生しています。当村においても、過去に台風の水害等による橋の倒壊や高潮による家屋浸水など大きな被害が出ています。また、昨年の関東・東北豪雨や今年の台風10号では、避難指示の遅れなど行政の後手に回った対応が問題となっています。

こうしたことから、水災害等の発災前から各主体が迅速かつ的確な対応を取るために、「いつ、だれが、どのように、何をするか」をあらかじめ明確にしておくとともに、他の主体がどのような対応をとるのか把握しておくことが重要となることから、私は、平常時から村や関係機関等が共通の時間軸に沿った具体的な対応を協議し、台風等の風水害に備えて関係機関が事前にとるべき対応を時系列で整理した「タイムライン(事前防災行動計画)」の導入が必要であると考えます。

タイムラインは米国発の手法であり、台風の上陸予想時間などから先を見越して台風接近の5日前を起点に関係機関が連携し、事前調整を図り、それぞれの役割や対応行動を定めたものです。タイムラインを村とコミュニティ防災組織間の防災行動をつなぐツールとして活用していくことも重要であると考えます。災害対応フェーズと実施内容の整合を図るために、「住民組織タイムライン」、「学校組織タイムライン」、「消防団タイムライン」などの策定も重要であります。

こうしたことから私は、一日も早い策定と導入が必要であると考えますが、村長に伺います。

答弁　村長　高橋昌幸

まずは、このたびの一連の台風及び豪雨災害により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興がなされますように望むものであります。

わが国の防災対策は、事前に災害や被害の規模が想定可能な水害等においても、災害発生後における対応の実施に比重が置かれている現状があります。今、議員がお話のとおり、災害が発生する前から、「いつ、だれが、何をすべきか」ということをあらかじめ事前の準備行動として明確にしておくことは、大変有効であると考えています。

しかし、こうした取り組みは、国の直轄河川を抱える自治体で始まったばかりでありまして、導入にあたっては関係機関とのネットワークの構築、連携・調整、職員の専門知識の習得等に一定の時間を要するのも事実であります。

当面は、「神恵内村水防計画」や当村の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に沿って、適切なタイミングで避難勧告等を発令できるよう体制の整備に万全を期してまいりますが、このタイムラインの考え方も十分に踏まえた早め早めの対応を今後は心掛けてまいります。

いずれにしましても、住民の方々の安全が第一ですから、私のスタンスは「空振りを恐れない」ことであります。災害が発生した場合、自力による避難が困難な高齢者や障がいをお持ちの方々に対しましては、これまでも事前に備えができる台風等については、早い段階から自主避難所を開設し、職員を常駐させて、不安の払拭や安全確保に努めてきたところです。幸い何事もなければ非難を受けることもあります。空振りが重なると不信感も高まります。しかし、私は村民の皆様の尊い命をお預かりする立場にありますので、判断を誤って尊い人命を失ったり、財産を失ったりすることのないよう、これからもさまざまな機会を通じて村の防災対策にご理解いただくようお願いしてまいります。

再質問　田中正浩　議員

防災行動計画ですが、関係機関と協議を重ねることは、顔の見える関係ができますし、また、事前に減災に取り組む体制を作り上げることは、村民の生命や財産を守ることにもつながる重要な政策です。また、十分な協議を行わず作成した自治体も多く、防災関係者から使いこなせるのか疑問視されていることから、十分な事前協議が必要ですし、防災担当職員の人材育成や道主催のタイムラインに関する研修会や講演会にも積極的に参加し、知識を得ることが重要であると考えますが、村長に伺います。

再答弁　村長　高橋昌幸

職員の研修は、非常に大事だと思っています。近年、防災力を高める目的で、職員研修もこの分野に特定して出していまして、これからも計画的に職員研修を通じて防災力を高めていきたいと考えています。村民に対する周知、訓練も含めて、十分な効果が上がるように進めていきたいと考えています。

田中正浩　議員

防災行動計画ですが、「被害の発生を前提とした防災」、「先を見越した対応」、「防災機関対応のばらつきを無くす」、こうしたことが減災につながる最も重要なことであると思います。以上、私の考えを申し述べ、質問を終わります。

浜の活力再生プランの進ちょく状況について

質問　土門昌幸　議員

浜の活力再生プランの進ちょく状況についてお尋ねします。

古宇郡漁協、泊村、神恵内村の三者が構成員となり、「泊・神恵内地域水産業再生委員会」が作成した「浜の活力再生プラン」を漁協のホームページで見ますと、このプランは平成26年度から平成30年度までの5年間で浜の活力再生を目指し、漁業収入向上のための各種取り組み、漁業コスト削減の取り組み等を年度別に作成したものですが、本年度で3年目を迎えたことから、このプランの進ちょく状況と、最終年度までの達成目標についてお尋ねします。特にホタテ養殖については、昨年度からへい死貝が大量に発生し、その影響は来年度あたりまで続くものと聞いています。主たる要因もまだ不明な点が多く、経営体は大変困窮している状態だと聞いています。安定的な養殖事業継続のための対策について、また、浅海漁業のウニ資源についても、昨年あたりから特に減少し、今年度も漁獲減少による価格の暴騰などにより、地元住民も買えない、使えないなどの弊害も出ていることから早急な対策が必要と思われます。

藻場ランド事業、地方創生加速化事業など行いつつ、基本となる藻場の造成事業にも着手する必要があると思います。緊急的な対策について、村としてどのようにお考えかお尋ねします。

また、漁業振興と定住人口の確保の視点から、漁業者の新規就業と後継者等の育成について、どのように進めていくのかお尋ねします。

答弁　村長　高橋昌幸

浜の活力再生プランは、漁業・漁村の再生を図るため、漁業者の所得を5年間で10％向上させる総合的な戦略であります。

一つは、種苗放流で、ニシン、ヒラメ、サケ、サクラマス、ナマコの生産増大、付加価値の向上、船上活じめ等による収入の増大。二つ目は、新規販路の開拓等による販売量の拡大。三つ目は、協業化や省燃油活動等によるコスト削減と漁業後継者対策という三つを柱に、古宇郡漁業協同組合、泊村及び神恵内村が協議して同プランを作成し、平成27年2月27日に水産庁から承認を受けているところです。

このプランは今年で3年目を迎え、順調に取り組みを進めているところですが、議員お尋ねの3年経った現在の達成度というものは出しておりません。2村と漁協のそれぞれがいろいろな事業を行っていますので、このことについては漁協に問い合わせてみたいと思います。

藻場造成については、藻場ランドプロジェクト事業をはじめ、今年度から赤石漁場において、北海道が事業主体として囲い礁の嵩上げ事業をスタートしたところです。

種苗放流や漁場の改善事業は生産性を向上させる取り組みであるものの、すぐに効果が現れるものではなく、5年、10年といった中長期的視点で検証していく必要があることをご理解願います。

今後は、コスト削減対策として、強化刺網の試験導入、あるいは省エネ機器の機関換装を計画しており、また、航路等の土砂堆積による漁業作業の非効率を解消するため、本年度から神恵内漁港の浚渫が始まっているところです。

ホタテ養殖の漁業者は、現在2経営体で、養殖施設を増設したいとの要望がありましたので、北海道に対して補助について協議してきたところですが、補助要件が受益者3戸以上ということで条件を満たすことができず、新規要望を漁業者全体に相談したわけですが、希望する漁業者がおらず、今のところ不調に終わっている状況です。今後も新規着業希望を含め、漁業者の要望を聞きながら、漁協とともに必要な支援について継続して検討していきたいと考えています。

なお、ホタテのへい死の問題は昨年から顕著になっており、いろいろな要因があると伺っていますが、内部波の影響が大きいのではないかと言われています。これも漁協と力を合わせながら、漁業者が持続可能な経営ができるよう、村としても支援していきたいと考えています。

漁業後継者対策については、若者が家族を持って地域に根ざし生活していく、そして安定した収入を確保できることが前提になります。今お話した取り組みを漁協や漁業者としっかり手を携えながら進めてまいりたい、そして漁業者の収入向上を図ることによって後継者対策にもその効果を広げていきたいと考えています。

また、新規就業については、本年2月に北海道漁業就業者支援協議会が主催した「漁業者就業支援フェア2016 in札幌」に漁協とホタテ漁業者、村の担当で参加してきました。参加団体の方々は、このフェアを通して漁業就業希望者を研修生として受け入れることで、国から支援を受けられるメリットがあります。村としては、新規漁業就業者の着業及び他の地域からの移住を促す立場から同フェアに参加し、後継者住宅や公営住宅など住まいに関する情報をはじめ、村の保健・福祉施策などPRしてきたところです。今年初めての試みで、残念ながらマッチングはしませんでしたが、話を聞いていただいた参加者も数名いたということで、今後も漁業者の皆様方から希望があれば、積極的に同フェアに参加して新規就業を支援したいと考えていますし、その他要望があれば漁協と漁業者の皆様方と膝を交えて協議し、必要な支援策を検討していきたいと考えています。

再質問　土門昌幸　議員

ホタテ養殖とウニの関係ですが、時間がかかるというお話、これは私も十分理解しています。ただ、状況としては、かなり緊急性が高いように見受けられます。特にホタテ事業者は、国や道の補助制度には当てはまらないのでしょうけれど、早急に何らかの対応・支援が必要と思われます。村、漁協、それぞれの事業者でどういう支援をしたらよいかを含めて対応を検討していただければと思います。

ウニも同じですが、先ほどお話した再生事業等と並行しながら、藻場の造成も必要だと考えています。昆布がほとんど生えていない海域もかなり見受けられると漁業者から聞いておりますので、その辺の対策も新年度の事業計画の中で検討していただければと思います。

それと後継者の問題ですが、組合資格の問題がネックになっているということも聞いています。操業日数が120日云々という文言があって、なかなか新規に就業できない状況にあるとのことですので、漁協や道の機関との話し合いで、受入しやすい体制を整備していただきたいと考えますが、村長に伺います。

再答弁　村長　高橋昌幸

ホタテのへい死問題につきましては、水産試験場と指導所に調査を進めていただいておりますので、それが出た段階で有効な手立てが考えられるものと思っています。

ウニの関係、藻場ランド事業の関係ですが、これはお金と時間の掛かる事業でありまして、私としては、できる限り村の負担が少ない事業を選択したうえで効果を上げていきたいと思ってこれまでも取り組んできました。今年は、赤石漁場の増殖場改良事業として囲い礁の嵩上げを行っています。現在は3メートルから5メートルの深さになっているわけですが、それを水面から1・5メートルの深さまで上げようとしています。これは国と道の事業で実施しており、計画にも載せていただきました。珊内・川白地区も計画的にこの事業を展開していくことで、これからも進めてまいりたいと考えています。

もう一つ問題としては、藻場ランドで実証できたのが「ウニの食害」です。芽が出た段階でウニに食べられてしまうのです。ところが最近、植物を食する「ツブ」も影響を与えているのではないかと言われておりまして、この件に関しても水産試験場を通じて調査を進めていただいております。

後継者対策における組合資格の問題ですが、これはやはり大きいと思います。ですから本気で漁業協同組合が後継者の問題に取り組むためには、そうしたネックを一つずつ取り除いていく、縮小していくことが必要と考えていますので、今いただいたご意見を受入体制の一つとして「組合員資格の緩和」というようなことも含めて漁協に提案したいと思います。

土門昌幸　議員

やはり、緊急性を要するものについては、早い対応が必要かと考えます。当村の漁業は基幹産業でありますから、その基幹産業が痛手を受けると、その他の観光産業など、いろいろなところに波及すると思いますので、村長も「村の資金が不足しているので、いろいろな制度を活用している」というご答弁でしたが、金融対策だとか利子補給だとか、いろいろな支援策が考えられると思いますので、漁業者の経営が成り立つような形の中で、今後、村も対応していただくようお願いします。

また、後継者につきましては、組合の問題でもありますので、村長にもご協力いただいて、徐々に緩和していくような体制を作っていただければと思います。

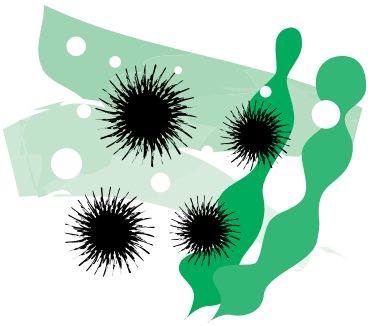

空き家対策について

質問　土門昌幸　議員

今年度、村は空き家対策と定住人口の確保及び交流人口の確保を目指し、古民家の再生事業を展開していますが、この事業展開は大変評価できるものです。来年度以降も継続するのであれば、私も村民の一人として協力したいと思っています。しかし、現状で空き家は多くあり、今後もますます増加することが予想されます。空き家にも種類があり、常時住んでいないが使っているもの、貸したいが借り手がいない、売りたいが買い手がいない、その他に分類されるそうであります。特にその他に分類される廃屋状態の物件は、建築材が飛散し、野生動物のすみかになるなど、近所の環境に多大な影響を及ぼしている物件も見受けられます。環境保全の面からも早急な対策が必要と思われますが、村として空き家対策をどのようにお考えかお尋ねします。

答弁　村長　高橋昌幸

空き家の状況については、平成24年度に調査を実施しましたが、その結果、空き家の総数は103戸で、そのうち廃屋状態にあるものが7戸という状況でした。

これは、平成24年度の調査ですので、現在はもう少し増えているものと思わ

れます。
　空き家の中でも損傷が激しい状態にある廃屋については、議員ご指摘のとおり台風の接近など強風時において飛散する危険があり、周辺住民に不安を与えていることも認識しています。また、動物等のすみかとなり、環境衛生上においても大変憂慮すべき問題であると認識しています。
　ご存じのとおり、空き家対策は全国的にも大きな問題となっていることから、国においては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年に制定されたところであります。倒壊等の状況にある空き家については、所有者への指導、勧告、命令、代執行の措置が可能となったところです。
　しかし、個人の財産を市町村が代執行を行うという問題、費用を村が負担することの住民理解など、非常に慎重に扱わなければならない側面もあると考えています。
　今年度より、総合戦略に基づき、移住・定住対策に取り組んでいるところであり、今後は空き家や空き施設の有効活用を推進したいと考えています。
　このため、平成24年度の調査を基に、もう少し詳細な調査を実施して有効活用できる空き家については、所有者の承諾のもと、移住希望者に情報提供していく「空き家バンク」の仕組みを作っていきたいと考えています。また、固定資産税の納税通知を利用して空き家バンクのお知らせを同封し、空き家の有効活用について所有者の理解と制度の周知を図りたいと考えています。

　今申し上げた有効活用できる空き家は良いとして、問題は、議員ご指摘の住民に不安を与えている廃屋をどうしていくのかということであります。先程の調査を基に、所有者の把握等、情報収集を進めながら、法律に定める空き家等対策計画を策定することを目指したいと考えております。この計画を策定することにより、法律に基づいた指導、勧告、命令、代執行の措置が可能となります。
　しかしながら、村が所有者に代わって解体し、費用を負担した場合、その費用を所有者から徴収をすることは非常に困難が予想されるということも現実問題としてあるわけです。また、更地となった土地を所有者が売却するといったことで、所有者だけに利益ができるということも懸念されるところであります。こうしたことから、本来的には所有者が自分の責任において空き家を解体することが一番望ましいと考えますので、解体しやすくするための方法の一つとして、費用の一部を助成する制度なども検討をしたいと考えています。

再質問　土門昌幸　議員

　後志総合振興局の空き家バンクのサイトを見ることがありますが、それとは別に村長が先ほど述べられた対策計画を作るのであれば、村独自の空き家バンク的なものを作っていただいて、所有者と連携を取りながら処理にあたっていく形が理想ではないかと思います。それと、できれば村に相談窓口があれば所有者も気軽に村に相談できると思います。たまたま私が関係した件で、私の向かいに空き家がありますが、そこの所有者の方が村の対応に大変喜んでおりました。ですから、相談窓口を広く住民に周知する、もしくは広報等で周知するという提案ですが、村長に伺います。

再答弁　村長　高橋昌幸

　先ほども申し上げましたが、近いうちに調査を実施しまして、独自の空き家バンク情報を発信していく方向で取り組んでいきたいと考えています。また、相談窓口の整備については、今後検討いたします。

土門昌幸　議員

　今後、私もいろいろな形で情報があれば提供しながら、できることがあればお手伝いしながら空き家対策を進めてまいりたいと思っています。
　以上で私の質問を終わります。

北海道社会貢献賞受賞

　戸崎廣子さんに北海道（高橋はるみ知事）より表彰状が贈られました。
　戸崎さんは永年にわたり民生委員児童委員協議会の中心となって会の充実と発展に尽力されたことや、北海道共同募金会神恵内分会理事として募金活動に取り組み、地域の福祉の向上に貢献した功績などが認められ、このたびの受賞となりました。

平成27年度
決　算

村の財政状況をお知らせします

第3回の村議会定例会において、平成27年度の決算が認定されました。その概要についてお知らせします。

歳入　22億4,386万円

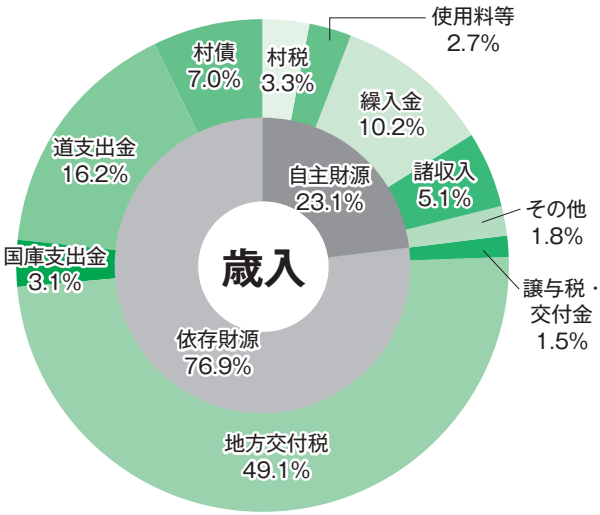

村税の内訳

村民税	個人	3,740万円
	法人	193万円
固定資産税		2,806万円
軽自動車税		121万円
たばこ税		552万円

自主財源…23.1%

村税	7,412万円
分担金及び負担金	546万円
使用料及び手数料	6,100万円
財産収入	986万円
寄附金	244万円
繰入金	2億2,880万円
繰越金	2,262万円
諸収入	1億1,358万円

依存財源…76.9%

地方譲与税	1,026万円
利子割交付金	97万円
地方消費税交付金	2,142万円
自動車取得税交付金	161万円
地方交付税	11億184万円
国庫支出金	6,899万円
道支出金	3億6,444万円
村債	1億1,5642万円

※千円単位で四捨五入しています。

自主財源とは、村税など地方公共団体自らが調達する財源です。
依存財源とは、国や道により定められた額が交付されたり、割り当てられたりする財源です。

【用語説明】

村税	村民税、固定資産税、軽自動車税など村民の皆さんが納めた税金
分担金及び負担金	保育料など公共事業によって利益を受ける人から納められたお金
使用料及び手数料	公営住宅の家賃や戸籍の交付手数料など
繰入金	基金、積立金などを取り崩して繰り入れたお金
繰越金	前年度から繰り越されたお金
諸収入	預金利子など
地方譲与税	国税として徴収され、そのまま国から地方公共団体へ与えられた税金
地方消費税交付金	地方消費税の一部を、人口などにより按分されて国から交付されたお金
地方交付税	地方公共団体が等しく行政サービスを提供できるよう、一定の基準により国が交付するお金
国庫支出金 道支出金	村が行う特定の事業に対して、国や道から交付されたお金
村債	村が建設事業などの財源に充てるため、国などから借りるお金

一般会計の決算状況

平成27年度一般会計の歳入（年度中の収入）の総額は22億4386万円で前年度に比べ6982万円の増。歳出（年度内の支出）の総額は21億6731万円で、前年度に比べ1億976万円の増でした。

歳入歳出の総額を差し引いた実質収支では7512万円の黒字を計上、この中から7千万円を基金に積立しました。

また、基金からの繰入金は2億2880万円で、これは前年度に比べ3792万円の増でした。基金積立金の残高では、前年度比2億231万円の増となっています。

一方、公債費は歳出総額の7・1%を占め、前年より0・7%減少したものの、依然として厳しい財政状況といえます。

村民の皆さんから納めていただく税金や使用料は、村の貴重な財源です。これらの滞納が増加すると村財政の運営に支障をきたすことになりますので、納期内の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

村民一人当たりに換算すると…

村民一人に使われたお金
2,400,122円

村民一人が支払った村税
82,082円

平成28年３月31日現在の人口903人で計算しています

歳出　21億6,731万円

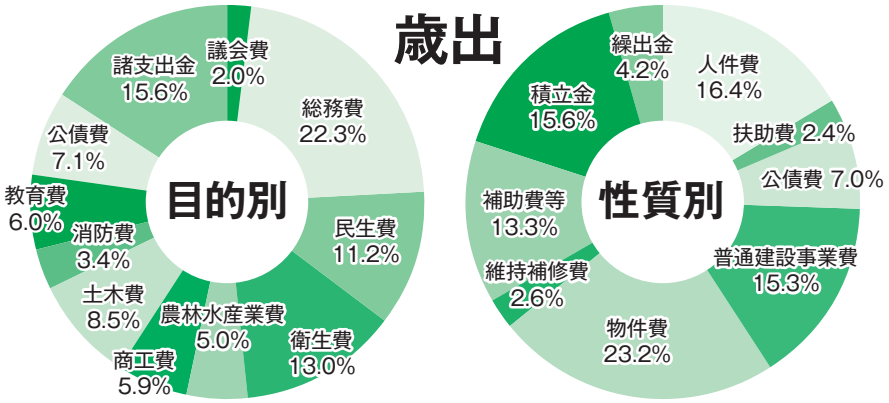

【 用 語 説 明 】	
義務的経費	支出がほぼ義務づけられていて、容易にまた任意には削減できない経費
人 件 費	職員の給料･手当･共済費･議会議員及び各種委員の報酬など
扶 助 費	生活困窮者、身体障害者等に対し、その生活を維持するために支出される経費
公 債 費	長期の借入金の返済金や、一時的に借り入れた資金の利子など
投資的経費	道路等の基盤整備、公共施設の建設にあてられるもので、支出効果が長期間に及ぶもの
物 件 費	委託料、賃金、旅費、役務費、消耗品費など
維持補修費	道路など公共施設の維持補修経費
補助費等	村から他の地方公共団体(県、市町村、一部組合)や民間に対し、行政上の目的により交付される経費
積 立 金	基金の積み立てに要する経費
繰 出 金	特別会計の歳入不足を補う経費

【 目的別区分 】	
区　分	歳 出 額
議 会 費	4,394万円
総 務 費	4億8,258万円
民 生 費	2億4,308万円
衛 生 費	2億8,273万円
労 働 費	6万円
農林水産業費	1億0,953万円
商 工 費	1億2,738万円
土 木 費	1億8,486万円
消 防 費	7,373万円
教 育 費	1億2,928万円
公 債 費	1億5,288万円
諸 支 出 金	3億3,725万円

【 性 質 別 区 分 】		
区　分		歳 出 額
義務的経費	人 件 費	3億5,517万円
	扶 助 費	5,107万円
	公 債 費	1億5,288万円
投資的経費	普通建設事業費	3億3,056万円
その他の経費	物 件 費	5億0,353万円
	維持補修費	5,678万円
	補 助 費 等	2億8,842万円
	積 立 金	3億3,722万円
	繰 出 金	9,167万円

村の貯金　基金の現在高の推移（過去５年）

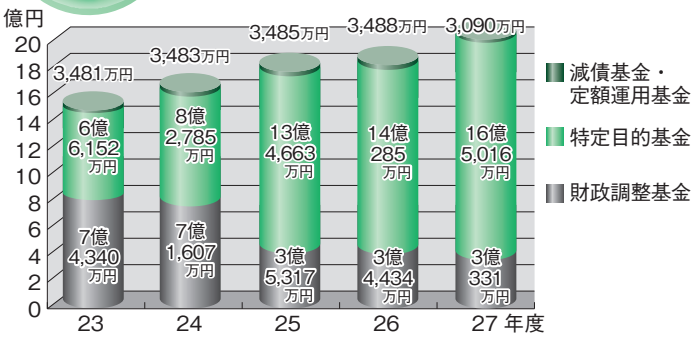

「基金」とは一般家庭でいう貯金のことです。

村では、将来の財源不足や支出に備えるため、基金という形で貯金をしています。

平成27年度末の基金残高は19億8,437万円で、前年度末より２億230万円増加しました。

村の借金　村債残高（過去５年）

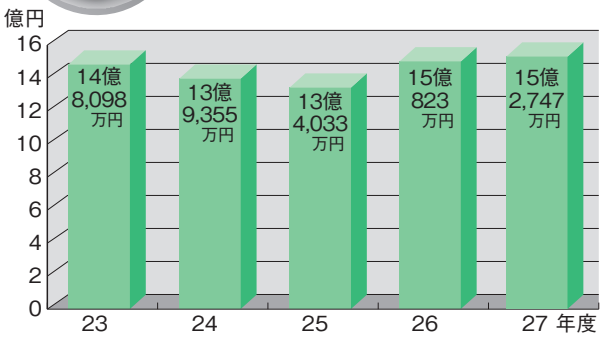

「村債」とは村の借入金のことで、歳出の「公債費」とは村の借入金の返済にあてるお金です。平成27年度末の村債残高は15億2,747万円で、１年間で約1,924万円増加しています。※利子は金額に含まれていません。

特別会計の決算

特別会計では、特定の事業に要する事業経費を一般会計から独立して管理しています。神恵内村には、以下のとおり４つの会計があります。

※千円単位で四捨五入

会計名	歳入	うち一般会計からの繰り入れ	歳出	差引残額
国民健康保険特別会計	5,676万円	1,130万円	4,790万円	886万円
後期高齢者医療特別会計	2,220万円	1,499万円	2,220万円	0円
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	3,231万円	0円	2,971万円	260万円
簡易水道特別会計	6,318万円	4,248万円	6,318万円	0円
合計	1億7,445万円	6,876万円	1億6,299万円	1,146万円

健全化判断比率と資金不足比率

全ての比率において健全と判断されました

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成27年度の村の財政指標(健全化判断比率及び資金不足比率)について監査委員の審査を受けた後、議会に報告しました。

平成27年度決算に基づく神恵内村の健全化判断比率と資金不足比率は、下記とおりいずれも早期健全化基準などを下回り、財政状況は健全であるという結果になっています。

実質赤字比率

該当なし

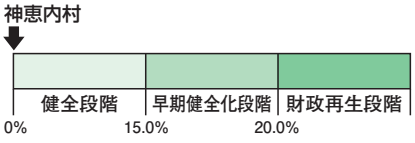

一般会計の実質収支が赤字となった場合、その割合が財政規模に対してどの程度かをはかる指標です。

神恵内村の場合、赤字額がないので問題ありません。

連結実質赤字比率

該当なし

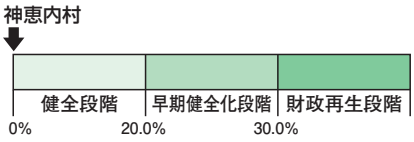

一般会計と国民健康保険などの特別会計すべての実質収支総額が赤字となった場合の村財政の規模に対する割合です。

神恵内村の場合、赤字額がないので問題ありません。

資金不足比率(簡易水道特別会計)

該当なし

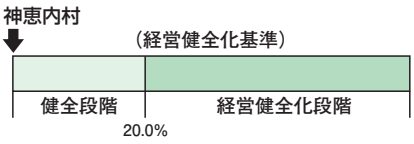

企業会計の実質収支が赤字となった場合の指標をはかります。

神恵内村の場合、資金不足がないので問題ありません。

実質公債費比率

6.7%

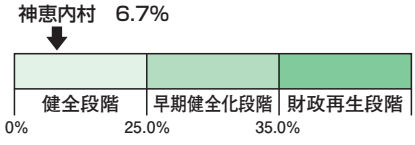

一年間の内に債務返済に支出された額の村財政規模に対する割合です。この値が高いほど財政運営に柔軟性を欠いているといえます。

この指標は３か年の平均で表し、神恵内村の場合は、前年度の比率7.3%から6.7%に改善されました。

将来負担比率

該当なし

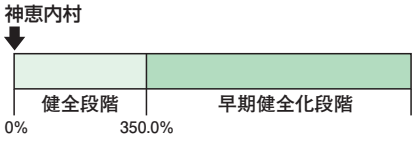

村の債務総額が財政規模に対してどの程度かをはかります。

この指数は、350%、つまり財政規模の3.5年分を超えると早期健全化団体となります。

神恵内村の場合、基金等の充当可能財源が将来負担額を上回っているので問題ありません。

表の見方

指標の数値が一定の基準を超えると、まず黄色信号状態の「**早期健全化団体**」になり、さらに悪化すると破綻状態である「**財政再生団体**」となります。

神恵内村 秋まっさかり！

【じゃんけん列車】

【じゃんけんサッカー】

【借り物競争】

【フラフープリレー】

【大玉ころがしレース】

【ラダーゲッター】

第３７回村民運動会

10月23日、第37回村民運動会が神恵内村総合体育館で開催されました。今年は幅広い世代から約170名の皆さんが参加しました。

定番のフラフープリレーや紅白玉入れなど11種目をチームに分かれて競い合い、交流を深めました。小さな子どもたちが主役のメガスクーターでは、最後まで自分の力でがんばったお子さんにチームを超えて温かな声援と拍手が送られる場面も。

最後のむかで競争では圧倒的な速さで突き進むチームあり、ゴール寸前でのハプニングあり、この日最高の盛り上がりを見せました。

会場の至るところで笑顔や歓声があふれ、スポーツの秋を満喫した日となりました。

村民ふれあいパークゴルフ大会

10月1日、998パークゴルフ場で村社会福祉協議会主催による、村民ふれあいパークゴルフ大会が開催されました。天候に恵まれた中、18名の参加者は、日頃練習した腕前を競い合いました。

【ナイスショット】

結果（敬称略）

1位	松谷堅志
2位	鈴木徳夫
3位	松屋有信

【見事カップイン】

走ろう会

10月8日、教育委員会主催による「平成28年度走ろう会」が開催されました。集合場所の総合グラウンドから青少年旅行村まで、1㎞あるいは2㎞のコースをそれぞれのペースで駆け抜けました。幼児から大人まで約40名が参加し、全員が完走。秋風を受けながら、心地よい汗を流しました。

参加者には記録賞が手渡され、「また来年も参加したい」といった声も聞かれました。

【ヨーイ、ドン！】

ミニ運動会

10月13日、子育て支援センター秋の運動会が漁村センターで開催されました。

今年は4組の親子と保育所たんぽぽ組の子どもたちが参加しました。

たいそうやかけっこで汗を流し、玉入れや大玉ころがしなどのミニゲームを通じて子どもたちが交流を深めました。

◀【おつかいできるかな？】
▼【食いしん坊のオバケさん】

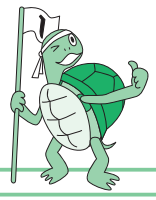

体育の日記念スポーツ大会結果

（敬称略）

ゲートボール 10月10日
【優　勝】川白チーム
【準優勝】役場ブルズチーム

パークゴルフ 10月10日
【優　勝】高橋昌幸
【準優勝】小林茂生

バレーボール 10月17日
【優　勝】高田チーム
【準優勝】山本チーム

軟式テニス 10月19日
【優　勝】岩澤・岡田ペア
【準優勝】長船孝宏・智美ペア

バトミントン 10月20日
1部（男子）
【優　勝】小林・滝本ペア
【準優勝】蛯子・松木ペア
2部（女子）
【優　勝】岡田・岡久ペア
【準優勝】高田・辻ペア

【竜神太鼓】

青雲祭「鷺」

～ Never, Never, Never, Never Give up ～

10月2日、第37回青雲祭が開催されました。「鷺（ひょう）」～ Never, Never, Never, Never Give up ～ をテーマに生徒たちが力を合わせて渾身のパフォーマンスを見せました。ステージ発表の劇では、命のあり方や自分の将来を見つめなおす展開が盛り込まれ、思わず涙する保護者の方も見られました。

【２年生　劇】

【１年生　劇】

【有志発表】

【全学年　合唱】

【３年生　劇】

【音楽部発表　トランペット独奏】

小学校学芸会

10月15日、小学校学芸会が開催されました。「34人で息を合わせてみんなを感動させる学芸会にしよう」をテーマに、元気よく練習の成果を発表しました。今年の劇はミュージカル仕立てで、子どもたちの大きく明るい歌声が体育館いっぱいに広がりました。3・4年生の劇では、子どもたちが自分で考えた替え歌を披露するなどの工夫と努力があちこちに凝らされていました。

【1・2年生　劇】

【3・4年生　劇】

【1～3年生　音楽】

【5・6年生　劇】

【4～6年生　音楽】

焼き芋会

10月11日、保育所で「焼き芋会」が行われました。所児たちが集めた落ち葉や枝でじっくり蒸し焼きにした芋は、アツアツでホクホク。支援センターの子どもたちも参加し、みんなで秋の味覚に舌鼓を打ちました。

【美味しく焼けました】

北海道シェイクアウト、参加者募集中です！

11月４日(金)10時から日本海溝・千島海溝周辺海溝型の大規模な地震・津波災害を想定とした防災訓練が行われます。それにあわせて、北海道では北海道シェイクアウトに参加してくださる方を募集しています。

「シェイクアウト」とは

2008年にカリフォルニアで始まった、地震を想定して参加者が一斉に行動するという新しい形の訓練です。参加者は普段と同じ生活をし、同じ日時にそれぞれの場所で一斉に、「安全行動の１－２－３」を行います。参加には事前登録が必要です、お申込みとお問い合わせは下記連絡先にて受け付けています。

安全行動

お申込み、お問い合わせ先
北海道総務部危機対策局危機対策課
電話：011−204−5008(直通)
ファックス：011−231−4314
http://www.shakeout.jp/event/hokkaido/

今までの訓練とはどうちがうの？

シェイクアウトは安全行動をとる訓練、あるいは安全行動を示す言葉ではなく、1.事前登録、2.事前学習、3.訓練開始、4.ふりかえり、の４つの段階を踏まえた訓練の総称です。従来の訓練でも安全行動訓練は行われていましたが、シェイクアウトは参加の意思さえあれば「場所を問わない」「時間がかからない」「家庭・学校・企業の実態に応じた実施できる」といった特徴を持っています。このため、従来よりもはるかに多くの方に参加していただくことができる点が、これまでの訓練との違いです。

【出典：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議
北海道総務部危機対策局危機対策課】

防災かもえない

第62回 テーマ
北海道シェイクアウトに参加してみませんか？

●問合せ
北海道総務部
危機対策局危機対策課
☎011−204−5008
総務課総務係
☎＊＊76−5011（村内無料）

電気計器の有効期限は切れていませんか？

貸しビルやアパートなどに設置している電気計器(子メーター)は計量法で定める検定の有効期間内のものでなければ使用できません。

使用できる期限は、計器類に添付している「検定ラベル」や「検定票」に表示してありますのでご確認ください。

問い合わせ先
・日本電気計器検定所北海道支社(☎011−668−2437)
・北海道経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課(☎011−709−1755)

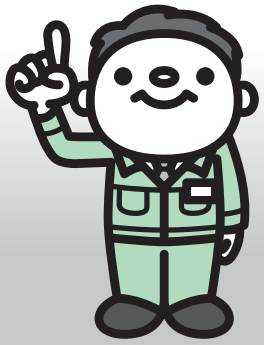

交通安全新聞

冬の交通安全運動
11月11日(金)～20日(日)

11月11日～20日までの10日間、冬の交通安全運動が実施されます。これからの季節、道内では路面の凍結や降雪によるスリップ事故が多発します。

悲惨な交通事故による犠牲者を出さないよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

運動の重点

▼高齢者の交通事故防止

運転者は、高齢者への思いやりをもった安全な運転をしましょう。

▼夕暮れ時と夜間の歩行中の事故防止

夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装と夜光反射材を着用しましょう。

▼路面凍結等のスリップによる交通事故防止

早めに冬タイヤに交換し、路面状況に応じた安全運転を心掛けましょう。

▼飲酒運転の根絶

飲酒運転の危険性や責任の重大さを十分に認識し、家族ぐるみ、あるいは職場ぐるみで飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」の声掛けを徹底しましょう。

街頭啓発活動実施

9月30日、村商工会女性部(新谷真由美部長)が神恵内橋交差点付近で交通安全街頭啓発を行いました。

新谷部長はじめ部員5名が、手作りのアクセサリーやお菓子の詰め合わせなどの啓発物資をドライバーに配付して交通安全を呼びかけていました。

【ドライバー一人ひとりに啓発物資を配布】

運転免許更新時講習日程表(11月・12月)

月	日	曜日	会場	優良講習	違反者講習	一般講習	初回講習
11	11	金	岩内自動車学校	9:00～9:30	10:00～12:00		
	17	木	泊村公民館	13:30～14:00	14:30～16:30		
	25	金	岩内自動車学校			9:00～10:00	10:30～12:30
12	2	金	岩内自動車学校	9:00～9:30	10:00～12:00		
	9	金	共和町生涯学習センター	13:30～14:00	14:30～16:30	12:00～13:00	
	16	金	岩内自動車学校			9:00～10:00	10:30～12:30

【お問い合わせ】岩内地方交通安全協会連合会(岩内警察署内)☎62－0110

連載 129

たら丸的 法律よも山ばなし

遺言書の撤回について

遺言を実現しようとするとき、書いた本人は、もうこの世にいないので、本当に本人が書いたのか、どういう意味なのかなどを、本人に確認することができません。そのため、遺言書の書き方について、法律でルールが決められています。自筆で書く遺言書の場合には、作り方にも、訂正の仕方にも、ルールがあります。

さて、気が変わり、前に作った遺言を撤回することがありますが、民法は「いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる」としており、やはり、ルールに従い撤回する必要があります。もっとも、書いた本人が、自分の意思で「破棄」したときも、撤回したとみなすことが認められています。

最高裁平成27年11月20日判決の事案では、発見された遺言書には、文面全体の左上から右下にかけて赤色のボールペンで1本の斜線が引かれていました。この事件で大きく争われたのは、本人が斜線を引いたことが、「破棄」であり、遺言の撤回といえるかどうかでした。最高裁は、遺言書の文面全体に斜線を引くことは、遺言の全部の効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であるとして、撤回を認めました。

遺言の抹消には、様々な事案が考えられますので、ひとつの参考事例として、この最高裁をご紹介します。ご自身の意思が、亡き後、きちんと実現されるよう、また、遺された大切な人が、遺言をめぐり争うことの無いよう、遺言は、ルールに従い、作成したり、撤回したりすることが肝要といえるでしょう。

弁護士　古宮　靖子
岩内ひまわり基金法律事務所
☎61－4777

健康えがお

【画：間山 純子】

No.106

はぎ の つかさ
萩野 司
神恵内村歯科診療所 所長
神恵内歯科診療所
76−5945

テーマ

おじいちゃん、おばあちゃん、チョット待って!
お孫さんへのチュー!

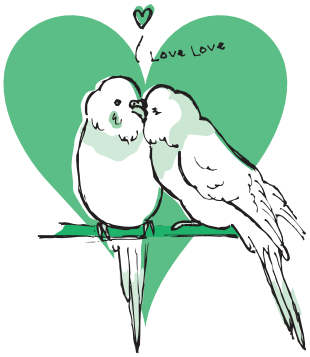

「赤ちゃんへの口移しや同じスプーンを使って食べ物をあげたり、キスをすると赤ちゃんが虫歯になりやすくなる」という事を聞いた事ありませんか？では、ナゼそうする事で虫歯になりやすくなるのでしょうか？赤ちゃんは、お腹から出てきた時は虫歯菌がいません。では、虫歯菌はどこから赤ちゃんにやってくるのでしょうか。それは、母親をはじめとする家族からうつってきます。

乳幼児は口の中の常在菌（常に口の中にいる細菌）がまだ定まっておらず、これから口に住み着く細菌たちを決めている時期で、この時期に口移しで食べ物をあげたり、キスをする事で、本来あまり入ってくるはずのない虫歯菌が赤ちゃんの口に沢山はいって入っていき、虫歯菌が常在菌として居座ってしまうことになるため「虫歯のできやすい子供」になる可能性が高くなります。

いつからいつまで気をつける?

生後半年（歯が生え始める頃）から３歳頃です。この時期は、ちょうど乳歯が生えだしてから生え揃うまでの期間に相当しますので、乳歯に虫歯菌がうつる可能性がある時期はおじいちゃん、おばあちゃん、お孫さんがかわいすぎてついチューをしてしまったり、同じ食器をつかったり食べかけのものを赤ちゃんにあげないでください。また、ママやパパも一緒に歯磨きをし、お子さんにうつさないよう口の中を清潔に保って虫歯予防を心がけましょう。虫歯になりやすくなるのはジュース、食生活や歯磨き、不規則な生活などいろいろな要因もありますので、家族全員でご理解ご協力をお願いします。

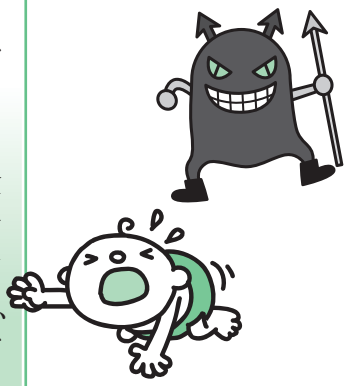

高血圧予防教室「血圧バッチリ! ミラクルチェンジ」

10月６日、漁村センターで「血圧バッチリ！ミラクルチェンジ」と題して、札幌医科大学准教授の大西浩文さんを講師にお招きし、高血圧の予防について講演が行われました。参加者は自分の血圧を測定し、講演の後は塩分をカットした塩を使ったスープや漬物を味見するなど、高血圧予防への理解を深めました。

【講演の様子】

「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

11月14日(月)から20日(日)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権に関する悩みごとや相談ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が電話相談時間を延長して対応し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

▽相談時間　11月14日(月)～18日(金)
午前8時30分～午後7時
11月19日(土)・20日(日)
午前10時～午後5時

【専用相談電話】
☎0570・070・810

No.13 ほんにヨイヨイ神恵内

神恵内卓球アスリートクラブ

（松本　遊　監督）

Q. 現在の会員数は？

A. 今年の6月、村内の小学校卒球少年団及び中学校卓球部に在籍している子どもたちを対象に設立し、現在は小学生6人、中学生8人の14人で練習しています。

Q. なぜ設立したのですか？

A. 一つ目は、昨年より小学校卓球少年団の監督を務めることになりました。その時に中学生にも指導してほしいという声をいただいたこと。二つ目は、もっと頑張りたいという子どもたちに練習環境の場を提供したいということもあり、ジュニア層のレベルアップを図るため設立しました。

Q. 最後に一言お願いします。

A. 子どもたちには、アスリートクラブの活動を通じて、卓球の楽しさや勝つことの喜び、負けることの悔しさ、目標に向かい努力することの大切さを知っていただきたいと思っています。

また、卓球ができる環境を提供してくれた行政機関や普段支えてくれる家族の協力など、感謝の気持ちを忘れることなく練習に励んでいます。

今後、後志大会や全道大会、そして全国大会でも神恵内の子ども達が活躍しますので、引き続き応援よろしくお願いいたします。

【普段の練習模様】

がんばります！ No.12

神恵内小学校で働いている齊藤 春花さんを紹介します。

平成27年4月に神恵内村に来ました。

初めて神恵内小学校に着いたときは小高い丘から見えた風景がとても素晴らしく、このような自然豊かなところで働けるのは嬉しいことだなと思いました。

村のみなさんはとても温かく、クリーン作戦では、まだ道のわからない私をみなさんがとても親切に案内してくださったことが印象に残っています。

村のみなさんで子どもたちの成長をこのまま温かく見守ってくだされればと思います。

神恵内村役場
76−5011

募集

自衛官を募集しています

◆陸上自衛隊高等工科学校生徒
▽受験資格　平成29年4月1日現在で15歳以上17歳未満の男子
『推薦採用試験』
▽申込期間　12月2日㈮まで
『一般採用試験』
▽申込期間　平成29年1月6日㈮まで

【問合せ】
自衛隊倶知安地域事務所
☎0136・23・3540
自衛官募集相談員
稲葉　寛久　☎76・5234

11月26日は「いい風呂の日」村内各温泉を無料開放します

お知らせ

文化の日記念作品展示会

文化の日を記念して作品展示会を開催しています。
▽展示場所　漁村センター
▽展示期間　11月4日㈮まで
▽開館時間　午前9時～午後5時（土日閉館）
※11月3日（木・祝）は開館します。

【問合せ】
教育委員会社会教育係

お知らせ

岩内警察署からのお知らせ

◆指名手配被疑者検挙協力
現在、凶悪事件（殺人、強盗、暴行、傷害、窃盗など）により、全国の警察から指名手配されている重要指名手配被疑者は約730人にのぼっています。
警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国の警察署で総力を挙げて、早期検挙に取り組んでいるところです。この捜査活動には国民の皆さんのご協力が是非とも必要です。どんなわずかなことでも結構ですので、警察への通報をお願いいたします。

【問合せ】
札幌方面岩内警察署
☎62・0110

お知らせ

消防神恵内支署からのお知らせ

岩宇管内の70代女性宅に、岩内消防署と名乗る者から一人暮らしかを確認した後に「防災に役立つものを玄関に置いておく」との不審な電話がありました。消防では、このような活動は行っておりませんので十分ご注意ください。もし、このような電話があり不審に感じた場合は、消防神恵内支署または警察署へご連絡ください。

募集

住民講座の受講生を募集

◆パソコン実務科
▽訓練期間　平成28年12月14日㈬～平成29年3月13日㈪
▽訓練時間　午前9時～午後3時50分
▽訓練内容　初心者を対象にパソコンに関する幅広い知識とビジネスアプリケーションソフトを活用するための技術を取得し、資格取得を目指す。
▽受講料　無料（テキスト代1万2000円及び検定料）
▽定員　12名
▽対象者　雇用保険受給者又は公共職業安定所長の受講指示が受けられる方
▽募集期間　11月15日㈫まで

【問合せ】
岩内地域人材開発センター
☎62・2183

お知らせ

「借金・金融一般相談会」開催

北海道財務局の専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。また、「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます。無料・予約不要です。

▽受付日時　11月16日㈬　午前10時～正午
▽会場　小樽地方合同庁舎3階　第一会議室
▽主催　北海道財務局小樽出張所

【問合せ】
北海道財務局相談員直通（午前9時～午後5時）
☎011・807・5144
☎011・807・5145

北海道からのお知らせ

法人道民税・事業税及び地方法人特別税の申告及び各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム（エルタックス）のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

エルタックスホームページ
http://www.eltax.jp/
道税ホームページ
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/dshinkoku/

【お問い合わせ先】
札幌道税事務所税務管理部課税第一課
TEL011−281−7834

広報 かもえない 11月号（No.628）

人のうごき

	前月比／前年比
世帯数	487世帯〔± 0〕〔－ 8〕
人　口	904人〔－ 2〕〔－28〕
男	432人〔－ 2〕〔－17〕
女	472人〔± 0〕〔－11〕

【平成28年９月30日現在】

ごめいふくをお祈りします

神恵内　阿　部　政五郎 さん（92歳）
10月2日死去

珊　内　羽　山　和　恵 さん（81歳）
10月19日死去

神恵内　松　本　寅太郎 さん（90歳）
10月22日死去

珊　内　木　下　　蝶 さん（87歳）
10月22日死去

善意に感謝します

神恵内　岡村　三郎　さんより
父（作次郎）が生前お世話になったお礼として
村へ …… １０万円
赤石第２町内会へ …… ３万円

千葉県　相馬　盛廣　さんより
村有財産として
村へ …… 土地：宅地 面積（264.46㎡）
…… 家屋：木造 面積（84.97㎡）

札幌市　工藤　孝幸　さんより
村の振興に役立ててください
村へ …… ３０万円

珊　内　羽山　守也　さんより
妻（和恵）が生前お世話になったお礼として
村へ …… １０万円
社会福祉協議会へ …… １０万円
珊内自治会へ …… １０万円
珊内老人クラブへ …… ５万円

札幌市　松本　　孝　さんより
父（寅太郎）が生前お世話になったお礼として
村へ …… ５万円
社会福祉協議会へ …… ５万円

■ ふるさと応援寄附金 ■

倶知安町　匿名希望　さんより …… １万円
札幌市　筒井紀行　さんより … （金額非公表）
札幌市　匿名希望　さんより …… １０万円

村政懇談会の開催について

村では、下記のとおり村政懇談会を開催いたします。村の財政や防災に関すること、お住まいの地域の問題などで村政に対するご意見・ご要望がありましたら、ぜひお聞かせください。

地　域	開催月日	開催時刻	開　催　場　所
川　白	11月22日（火）	午後1時30分	川白ふれあいセンター
珊　内		午後3時	珊　内　集　会　所
赤　石	11月24日（木）	午後1時30分	赤　石　集　会　所
神恵内		午後3時	役　場　会　議　室

【 問合せ 】総務課広報統計係

編集後記

10月1日付で広報統計係に異動となりました、岡部奉子です。これから様々な場面に取材に向かいます。村民の皆さまには、いろいろとお世話になりますので、よろしくお願い申し上げます。

少し自己紹介をさせていただきますと、私は平成26年に余市町から神恵内村に引っ越してきました。総務課は2年目ですので、IP放送や電話応対などで私の声をお聴きになったことがある方は結構いらっしゃるのではと思います。ちなみに、今年7月の選挙でIP放送を担当していたのが私です。

さて、広報を作ることになったものの、初めてのことなのでどう記事を組み立てていけばいいのかわかりません。そのため、「勉強になるから」と上司や先輩たちからすすめられたこともあり、過去に発行された広報紙を読んでいます。役場庁舎には、なんと私の生まれる前に発行された広報紙も保管されていました。つい好奇心に駆られ目を通してみると、「うわ、村長がお若い！」「あ、この施設はこの頃にできたんだ」などなど、当時の神恵内村の息遣いが感じられました。広報はその土地の歴史書のようなものなのですね。

私も何年か何十年か後に、自分が作った広報を読んでいただけた時には、当時を知る方からは「懐かしいな」、知らない方からは「そうだったんだ」と思っていただけるように頑張ります。

■発行・編集／神恵内村総務課広報統計係 ■印刷／勝奈良印刷
〒045－0301 北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地4
☎ 0135－76－5011 FAX 0135－76－5544
ホームページ http://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp
携帯サイト http://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp/keitai
村長へ直接メール c-kamoenai@vill.kamoenai.hokkaido.jp

神恵内村原子力エネルギー広報カレンダー

かもエナジー

vol.162

避難退域時検査ってなに？

避難退域時検査とは、東京電力㈱福島第一原子力発電所のときのような事故が起こった際に、避難指示を受けた住民などの迅速な避難を確保しつつ、放射性物質が付着していないことを検査し、30㎞圏外への移動に問題がないことを確認するとともに、検査結果によっては除染などの処置をします。

万が一のときは、下記のような行程を経て避難します。

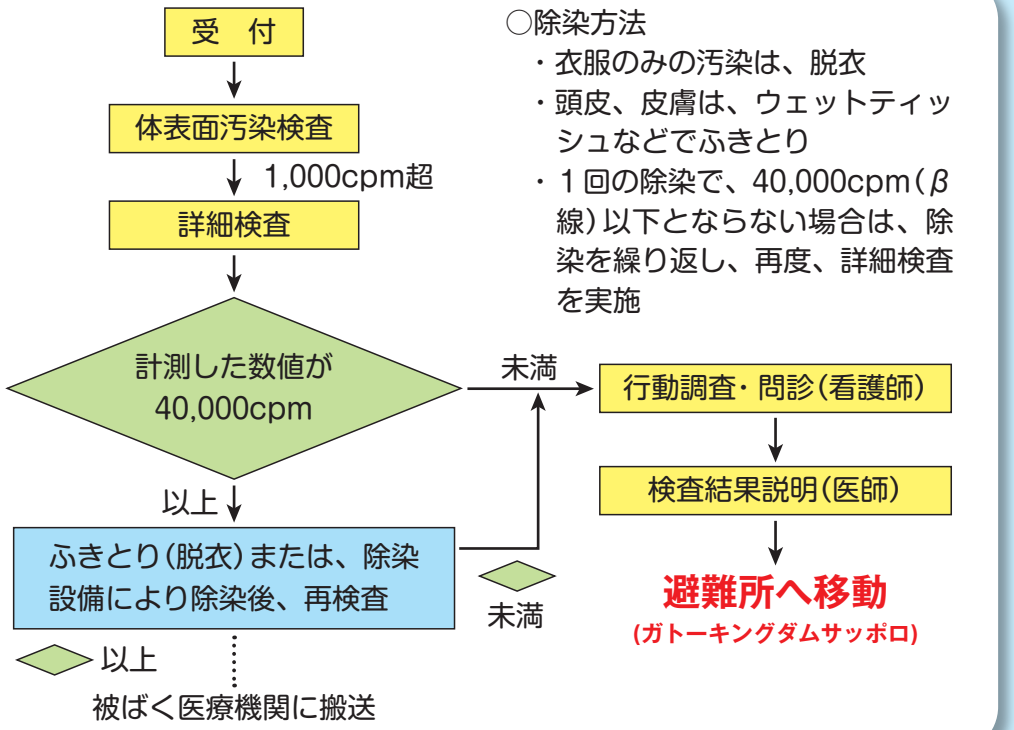

○除染方法

・衣服のみの汚染は、脱衣

・頭皮、皮膚は、ウェットティッシュなどでふきとり

・１回の除染で、40,000cpm（β線）以下とならない場合は、除染を繰り返し、再度、詳細検査を実施

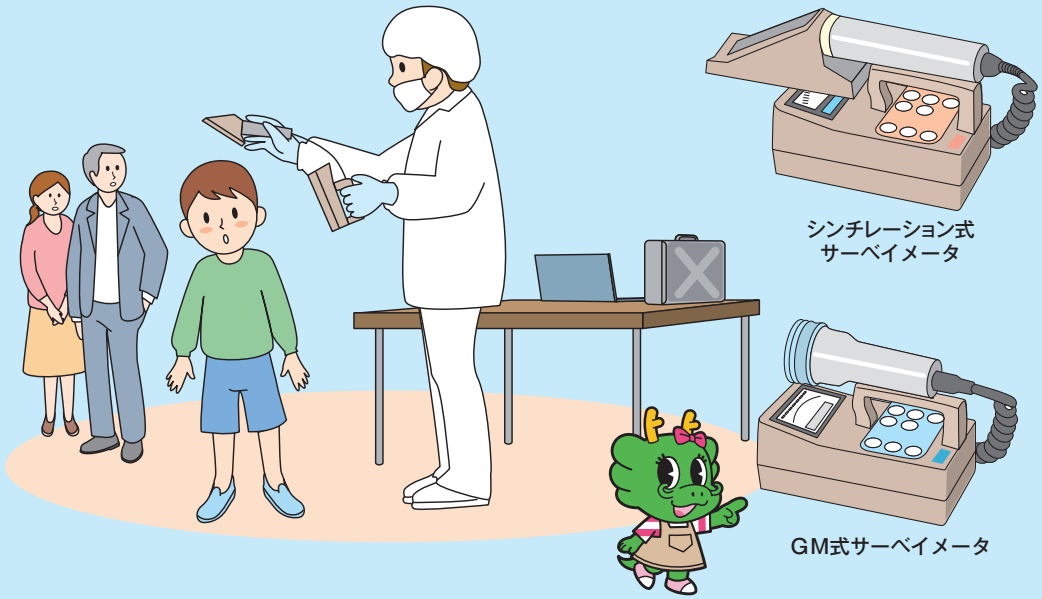

避難退域時検査等による汚染程度の把握は、被ばくの低減、汚染の拡大防止、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければなりません。

避難及び一時移転の対象となった住民等については、避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には除染を行うことが必要です。

検査した数値が40,000cpm（β線）未満であれば、30㎞圏外にある避難所（神恵内村の住民は札幌市のホテル「シャトレーゼガトーキングダムサッポロ」など）に避難していただくことになります。

このカレンダーは、広報・調査等交付金事業でつくられています。

平成28年 2016年 11月 霜月（しもつき）

役場	76−5011	地域包括支援センター	76−5995
神恵内診療所	76−5226	温泉９９８	76−5100 ㊡火曜日
歯科診療所	76−5945	珊内ぬくもり温泉	77−6131 ㊡月・木曜日
漁村センター	76−5672	観光情報センター（道の駅）	76−5800
社会福祉協議会	76−5908	神恵内警察官駐在所	76−5212

日	月	火	水	木	金	土
村長室ふれあいトークのお知らせ 今月は、22日と24日に村政懇談会を実施しますので、村長室ふれあいトークはお休みとします。ご了承ください。		1 大安	2 赤口 育児相談 （10:00〜11:30/漁村センター）	3 先勝 文化の日 前田診療所 73-2211 日の出薬局 62-2250	4 友引 功労者表彰式 （11:00/漁村センター）	5 先負 津波防災の日
6 仏滅 北内科クリニック 62-1457 若林調剤薬局 62-0698	7 大安 立冬	8 赤口 神恵内シルバークラブ例会 （10:00〜12:00/恵比寿屋旅館）	9 保-神５・６班 先勝 行政相談 （10:00〜12:00/漁村センター）	10 友引	11 先負 冬の交通安全運動（〜20日まで）	12 仏滅 保育所生活発表会 （9:30〜/漁村センター）
13 大安 原子力防災訓練 大井内科消化器科医院 62-0986 若林調剤薬局 62-0698	14 赤口 原子力防災訓練 発電所等村民見学会	15 保-神７・８班 先勝 道民交通安全の日 発電所等村民見学会	16 友引	17 先負	18 仏滅 犯罪被害者週間（12月1日まで）	19 大安
20 赤口 石山内科クリニック 62-3223 菜の花調剤薬局 62-2287	21 先勝	22 友引 小雪 村政懇談会 川白（13:30/川白ふれあいセンター） 珊内（15:00/珊内集会所）	23 先負 勤労感謝の日 岩内大浜医院 61-2081 アイランド薬局いわない店 61-4040	24 仏滅 村政懇談会 赤石（13:30/赤石集会所） 神恵内（15:00/役場会議室）	25 大安 第５期介護保険料納期限	26 赤口
27 先勝 岩内協会病院 62-1021 アイン薬局岩内店 62-5150	28 友引 りはるinかもえない （13:45〜15:00/漁村センター）	29 保-神９班 大安	30 赤口 移動窓口 （13:30〜14:30 珊内集会所 15:00〜16:00 川白ふれあいセンター）			

岩内地方衛生組合から

11月28日（月）は、破砕処理施設月例点検日のため、不燃ごみ及び粗大ごみの受入れは休ませていただきます。

マイナンバー制度に係る住民相談窓口

●マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120−95−0178
●役場住民課

ごみの収集

※指定ごみ袋に入らない燃やせるごみ・燃やせないごみの小型　ごみは、100円のシールを１枚貼って、それぞれの収集日に出してください。

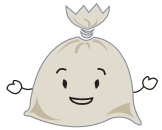

区分	全村	出し方	料金
燃やせるごみ	月曜日・金曜日	黄色の指定ごみ袋	5リットル 10枚入 150円 10リットル 10枚入 300円 20リットル 10枚入 600円 40リットル 5枚入 500円
燃やせないごみ	火曜日	青色の指定ごみ袋	
資源物	水曜日	透明か半透明の袋	無料
大型ごみ	5・7月／第４木曜日 9・11月／第３木曜日	ごみ処理券を２枚貼付（事前申込制）	１枚単位　100円

女性の健康相談

11月24日（木）

時間：午後１時〜午後３時
場所：岩内保健所
電話：62−1537
（事前予約制）

こころの健康相談

11月9日（水）

時間：午後４時
場所：岩内保健所
電話：62−1537
（事前予約制）

珊内・川白地区移動診療

珊内地区：**11月10日（木）、17日（木）**
午後１時10分〜　珊内集会所

川白地区：**11月24日（木）**
午後１時10分〜　川白ふれあいセンター

休日当番医・当番薬局

（午前９時〜午後５時）

市外局番 0135

年金相談（日本年金機構小樽年金事務所）

11月24日（木）

相談時間：午前10時30時〜午後４時
場　所：岩内地方文化センター
電　話：0134−65−5002
（事前予約制）

しりべし弁護士相談センター

11月2日（水）・9日（水）・16日（水）・30日（水）

＊予約受付：平日午前10時〜午後４時
＊住　所：岩内町高台84−3（佐藤精肉店隣）
＊電　話：62−8373（事前予約制）

移動支援サービス事業

時間：平日午前8時45分〜午後5時30分
電話：＊＊76−2525
（事前予約制）